

訴えの提起についての請求の追加について

平成29年第3回沖縄県議会（定例会）で乙第9号議案をもって議決された訴えの提起に係る請求に次の事項を追加する。

被告は、普天間飛行場代替施設建設工事施行海域において、沖縄県漁業調整規則第39条の規定による沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取してはならない義務のあることを確認する。

平成29年9月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理由

公法上の義務の確認請求を認容する新たな判決がなされたことを踏まえ、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件に係る請求を追加するものである。

これが、この議案を提出する理由である。